令和７年（フ）第１４１号
山口県防府市大字江泊1183番地の８、前住所山口県周南市泉原町１番14号　メゾンＭ一202号
債務者　阪口　智也（旧姓古川）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１４２号
山口市小郡下郷2661番地１
債務者　古川　和弥
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月11日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月10日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１３２６号
札幌市中央区南６条西25丁目２番27―202号
債務者　春山雄一郎
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１３６３号
札幌市西区西野９条５丁目５番16号
債務者　浅見　勇気
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５４号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番22―103号
債務者　室野　千早
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４９２号
札幌市白石区菊水５条３丁目４番12号　コーポ種村３号
債務者　今西　　基
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１１号
札幌市西区二十四軒４条６丁目３番２号　自立ホーム24―305号
債務者　鈴木　善盛
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５２９号
札幌市手稲区前田４条13丁目５番14号
債務者　時田　　猛
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４０号
北海道帯広市西20条南３丁目４番６号
債務者　軍司瑠稀菜
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
北海道上川郡清水町南10条10丁目７番地１
債務者　金田　　学
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第７４号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木３番地の21　青南ハイツ201
債務者　大竹カスミ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１７９号
群馬県高崎市箕郷町矢原571番地13
債務者　星野　英美
1　決定年月日時　令和８年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１１７７号
埼玉県戸田市笹目４丁目10番地の11　ジュネスタウン北戸田301号室
債務者　角田　竜祐
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１９１号
さいたま市中央区上落合３丁目２番23号　ガーデン浜野203号
債務者　山田まなみ
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２８４号
さいたま市見沼区大字大谷1780番地　３―502
債務者　上原百合子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３６５号
さいたま市北区東大成町１丁目58番地２　アールズコート　203
債務者　飯島　万葉
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７３号
さいたま市桜区道場３丁目20番５号
債務者　石川　兼一
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係